

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第39号

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法第143条第15項の規定に基づく同条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成並びに伊勢崎市長の選挙における法第142条第11項の規定に基づく同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を「、法第142条第11項の規定に基づく同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第15項の規定に基づく同条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成」に改める。

第2条中「この条から第10条までにおいて」を削る。

第11条中「伊勢崎市長の選挙における」を削る。

第13条中「伊勢崎市長の選挙における」を削り、「通じて」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

第14条中「伊勢崎市長の選挙における」を削り、「枚数が」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の伊勢崎市議会議員及び伊勢崎市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の

日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

伊勢崎市行政不服審査法関係手数料条例及び伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第40号

伊勢崎市行政不服審査法関係手数料条例及び伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例

（伊勢崎市行政不服審査法関係手数料条例の一部改正）

第1条 伊勢崎市行政不服審査法関係手数料条例（平成28年伊勢崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（伊勢崎市火災予防条例の一部改正）

第2条 伊勢崎市火災予防条例（平成17年伊勢崎市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月3日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第41号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第3の6許可申請等手数料の部の表3の項中「法第43条第1項ただし書の規定により建築の許可」を「法第43条第2項第1号の規定により建築の認定」に改め、同表中39の項を40の項とし、29の項から38の項までを1項ずつ繰り下げ、同表28の項中「法第85条第5項」を「法第85条第5項又は第6項」に、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同表中27の項を28の項とし、4の項から26の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 法第43条第2項第2号の規定により建築の許可を申請する者	33,000円
--------------------------------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。